



平成 20 年 10 月 30 日

各 位

会 社 名 株式会社ティー・ワイ・オー  
代 表 者 名 代表取締役社長兼グループ最高経営責任者  
吉 田 博 昭  
( J A S D A Q ・ コード番号 : 4358 )  
問 い 合 わ せ 先 取締役 経営戦略本部長  
上 窪 弘 晃  
電 話 番 号 03-5434-1586

## 内部統制システム構築の基本方針の一部変更に関する決議のお知らせ

当社は、平成 20 年 10 月 24 日開催の当社定時株主総会において、新たに取締役（内部統制監理本部長）が選任されたことを受け、本日開催の当社取締役会において、内部統制システム構築の基本方針の一部変更を決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。なお、変更箇所には下線を付しております。

### 記

#### 1. 取締役および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

- (1) 内部監査を所管する「内部統制監理本部」を置き、当社およびグループ各社の事業活動全般にわたる管理・運営の制度および業務の遂行状況を合法性の観点から検討・評価し、法令および定款の適合性を確保する。
- (2) 内部統制監理本部長が任命する監査担当者は、重要な会議への出席ができる。

#### 2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

- (1) 取締役の職務執行に係る情報・文書については、会社規則に定めるところにより、適正に保存・管理する。
- (2) 監査役が求めたときは、いつでも当該情報・文書を閲覧または謄写に供する。

#### 3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- (1) 組織横断的なリスク状況の監視・全社的対応は、当社内部統制監理本部、経営戦略本部長内経営企画部、財務戦略本部と株式会社 TYO Administration が連携の上で行う。
- (2) 各取締役は、自己の分掌範囲について責任を持ってリスクの管理を行う。
- (3) 重要事項については、取締役会で審議を要する。
- (4) 災害等に係るリスクについては、緊急事態発生時に無計画な指示・行動に起因する混乱を回避し業務の早期回復を行うため、「事業継続計画書」を定め、グループにおける統一的な危機管理対応がとれる体制とする。

#### 4. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- (1) 当社およびグループ各社は、取締役会を月1回開催し、さらに必要に応じて臨時取締役会を開催することで、重要事項の決定および業務執行状況の監督を行う。
- (2) 当社においては、執行役員制を採用し、執行役員は取締役会で決定した会社の方針および代表取締役の指示に基づき、責任をもって執行に当たる。
- (3) グループ内部統制機能を強化する為、当社の取締役または執行役員は、各グループ会社の代表取締役、取締役もしくは監査役を兼務する。

#### 5. 会社ならびにその親会社および子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

- (1) 当社およびグループ会社の管理担当部門を置き、関係会社管理規程を定めて、状況に応じて必要な管理を行う。
- (2) グループ各社の経営については、その自主性を尊重しつつ、事業内容の定期的な報告と重要案件についての事前協議を行う。

#### 6. 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する体制

- (1) 監査役会の監査業務については、内部統制監理本部が補助する。
- (2) 内部統制監理本部長は、グループ内部監査規程に基づいて、補助すべき使用人（監査担当者）を必要に応じて任命できる。

#### 7. 前項の使用人の取締役からの独立性に関する事項

- (1) 取締役は、監査担当者がその職務を遂行する上で不当な制約を受けないよう配慮しなければならない。
- (2) 監査担当者は、その職務遂行上不当な制約を受けたときは内部統制監理本部または監査役に報告し、不当な制約を排除するよう求めることができる。

#### 8. 取締役および使用人が監査役に報告をするための体制、ならびに監査役の監査が実効的に行われることを確保する為の体制

- (1) 取締役および使用人は、会社に重大な損失を与える事項が発生または発生するおそれがあるとき、役職員による違法または不正な行為を発見したときは、直ちに監査役に報告する。
- (2) 内部統制監理本部は、グループ各社の監査役が行った監査を含め、監査の実施状況を定期的に監査役に報告する。
- (3) 監査役は、取締役会の他、重要な会議に出席するとともに、主要な稟議書その他の業務執行に関する重要な文書を閲覧し、必要に応じて取締役または使用人にその説明を求めることができる。また、取締役および使用人は、監査役会の要求があった場合は、監査役会に出席し、必要な資料を添えて説明しなければならない。
- (4) 監査役は、当社の会計監査人から会計監査内容について説明を受けるとともに、情報の交換を行うなど連携を図る。

以 上